

平成27年度指定障害福祉サービス事業者等 (訪問系・相談系)の実地指導の結果について

- 1 平成27年度における実地指導及び監査の実施方針
指定障害福祉サービス事業者等の指導実施方針及び監査実施方針のとおり
- 2 指導監査実施結果

	H23	H24	H25	H26	H27
指導・監査 事業所数	50	54	62	68	47
適正 事業所数	19	11	29	37	33
適正割合	38%	20%	47%	54%	70%

3 報酬返還事例

ア サービスの提供の記録 指定基準第19条

利用者及び指定居宅介護等事業者が、その時点での指定居宅介護等の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護等事業者は以下の事項について、サービス提供の都度記録し、利用者の確認を得なければならない。

- 提供日
- 提供したサービスの具体的内容
- 実績時間数
- 利用者負担額 等

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- 事業所のサービス提供記録と、給付費請求に係るサービス提供実績記録票の内容が不一致。
- サービス提供記録における実績時間数が15分であるが、所要時間30分のサービス費を請求している。
- サービス提供責任者が同行訪問した旨の記載がないが、初回加算を算定している。
- 緊急時支援費（地域定着支援）の算定において、必要事項（要請のあった時間、内容、提供時刻、算定対象である旨）の記録なし。

イ 計画相談支援費の算定要件 指定基準（計）第15条、報酬告示注5

計画相談支援については、以下の要件が必要となる。

□アセスメント及びモニタリングの際の居宅等の訪問

（生活状況の把握・虐待の発見）

□サービス等利用計画（案）及びサービス等利用計画への文書による同意

□サービス担当者会議の開催等による説明と意見の聴取

（会議の開催ができない場合は、電話・メール等による意見交換の記録）

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

■サービスの終期月に継続サービス利用支援（モニタリング）とサービス利用支援（計画作成）の両方を算定（一連の支援の場合、月をまたいだとしても、サービス利用支援のみ算定可能）

■継続サービス利用支援（モニタリング）対象月以外の月にモニタリングを実施

ウ 身体介護の算定誤り 法第5条第2項

▼以下のサービス内容は、身体介護で提供できない。

■外出介助（身体介護で算定すべき通院等の外出を除く。）

■見守り

エ 通院等介助の算定要件 報酬告示別表第1の1注2

通院等介助については、以下の要件が必要となる。

□「居宅から病院等」、「病院等から居宅」のいずれかの行程であること。

□支援内容は、病院への通院等、官公署への移動（公的手続、障害福祉サービス利用相談のための利用に限る。）であること。

▼以下のサービス内容は、通院等介助で算定できない。

■居宅以外で待ち合わせ（解散）する支援、行程中に買い物等の目的地がある支援（同行援護、行動援護、移動支援であれば可能）

オ 通院等介助が身体介護に化ける 国通知

「通院等介助（身体介護を伴う）」と「外出に直接関連しない30分以上の身体介護（例：入浴介助、食事介助など）」が連続した場合、別々の実績として計上せず、通算して「身体介護」を算定する。

□「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（国通知）」

カ 院内介助 国通知及び本市課長決裁

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフによって対応されるべき。例外的に、以下の手続きを経た上で、サービスを提供することができる。

□各区高齢障害支援課が認定し、受給者証に「院内介助あり」と記載がある。

□各区高齢障害支援課に、当該医療機関が院内介助を提供してよい条件に当てはまるか確認する。

キ 待ち時間及び運転時間等

▼以下に掲げる時間は、給付費の算定対象外。

■実際に支援を要していない単なる待ち時間

(例) ガイドヘルプにおける視覚障害の方の美容室での待ち時間 等

■ヘルパーが運転している時間

ク 間隔の空く一連の居宅介護 留意事項通知第二の2(1)

□1日に居宅介護を複数回算定する場合は、2時間以上の間隔を空けなければならない。2時間未満の場合は前後を合せて1回として算定する。

□身体介護と家事援助といった別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満でもあり得る。

ケ 各種加算・減算

□加算・減算の算定に当たっては、報酬告示、留意事項通知等を参照し、算定要件を確認すること。

□加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

4 人員基準違反

ア サービス提供責任者 指定基準第5条

サービス提供責任者は専ら指定居宅介護等の職務に従事するものでなければならない。兼務して従事することができる種別は以下の場合に限る。

□居宅介護

□重度訪問介護

□同行援護

□行動援護

□移動支援

□介護保険の訪問介護・介護予防訪問介護

▼以下の事例が見受けられましたので、ご注意願います。

■他事業における常勤・専従職種（障害児通所支援の児童発達支援管理責任者等）を兼務。

イ 管理者 指定基準第6条

□管理者は常勤である必要がある。

常勤とは、就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。

5 その他の基準違反

ア 重要事項の掲示 指定基準第35条

事業所内の見やすい場所に以下の掲示をする。

- 運営規定の概要
- 従業者の勤務の体制
- 指定医療機関（主に日中活動系サービス、居住系サービス）
- 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

イ 変更の届出 法第46条

事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を千葉市長に届け出る。

例えば・・・

- ・申請者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・管理者及びサービス提供（管理）責任者の氏名、生年月日、住所及び職歴等

本市ホームページに掲載の「変更届提出書類一覧」を確認。

ウ 個別支援計画の見直し 指定基準第26条

計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

⇒必要に応じて見直す。（年1回以上）

指定居宅介護等の基本的取扱指針

サービスは、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供すること。

提供されたサービスについては、目標達成の度合いや利用者の満足等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならない。

工 領収書及び代理受領の通知 指定基準第21条、第23条

□利用者から金銭の支払を受けた場合には領収書を、市から法定代理受領を行う介護給付費等の支給を受けた場合には、その額を利用者に通知する。

平成 年 月 日

(支給決定障害者等氏名) 様

住 所
事業者 (所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ

以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。

金額				千			円
----	--	--	--	---	--	--	---

平成 年 月分

	サ	ー	ビ	ス	名	金	額	摘	要
内 訳									

オ 利用者等の情報を提供する際の同意 指定基準第36条

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得ること。

なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

このことから、以下のいずれかにより説明・同意を得ること。

- 契約書・重要事項説明書に記載
- 個人情報提供の同意書を作成 等

カ 秘密保持等の措置 指定基準第36条

事業者は、従業員等が在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所等で定める就業規則、秘密保持規程等に明記したうえで、さらに以下の措置を取ること。

- 雇用契約書に記載
- 守秘義務の誓約書を作成 等

また、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきである。

キ 勤務体制の確保等 指定基準第33条

雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員によってサービスを提供すること。

- 雇用契約書の確認

ク 受給資格の確認 指定基準第14条

- 受給者証の確認

支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。

ケ 会計の区分 指定基準第41条

- 予算・決算書

事業ごとに会計を区分すること。

特に介護保険における訪問介護事業等を実施している場合、介護保険事業と障害福祉サービス事業における収支が区分されていること。

コ 従業員の健康診断 指定基準第34条

労働安全衛生規則 第43条・第44条

事業者は、常時使用する従業員（※従業員のうち、事業者負担で健康診断を実施する必要のある対象については、厚労省の示す基準をご確認ください。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行うこと。また、健康診断の受診後においては、その結果を確認し記録を残すなど、従業員の健康管理と感染症予防に努めること。

関係法令

- 法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - 指定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
 - 報酬告示・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
 - 解釈通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
 - 留意事項通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
- ※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、各々の法令をご確認ください。

※関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等は、障害福祉サービス課のホームページに掲載しています。